

# 年次レポート 2023

令和4年度 実績報告



## Contents

- 1 ごあいさつ  
「年次レポート2023」  
発行にあたって
- 2 協会のご案内
- 3 容器包装リサイクル法について  
容器包装リサイクルの成果
- 5 リサイクルの流れ
- 7 数字で見る2022 Highlight  
令和4年度の再商品化実績
- 9 令和4年度 再商品化実績データ  
09 引取量  
10 販売量  
11 再商品化実施委託関連  
13 再商品化事業関連
- 15 令和4年度の再商品化事業  
15 総括的概要  
代表理事専務 西山 純生  
17 素材別の再商品化実施状況  
21 TOPICS

### 「年次レポート2023」発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、その事業活動について皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2023」を発行しました。再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

#### 対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～5年3月31日)。  
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

#### 発行日

令和5年8月(次回の発行は令和6年8月を予定)

#### 本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
企画広報部  
Tel. 03-5532-8610  
Fax. 03-5532-9698  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル2階

## Message

# ごあいさつ



平素より当協会事業に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は設立から27年目を迎えますが、この間、容器包装リサイクル法(容リ法)に基づき国策として初のリサイクルシステムを運営してきました。ゼロからスタートの四半世紀は試行錯誤の連続でしたが、関係各位のご支援のお蔭で持続的かつ安定的な事業遂行ができました。

近年、世界的に社会経済が急速に変化、多様化し、人口増加に伴う資源需要の増加、地政学的リスクによる供給への大きな影響等が顕在化してきました。次の四半世紀に向け、単に廃棄物・環境対策としてではなく、環境と成長の好循環や産業競争力の強化につながる取り組みが求められています。

本年4月からは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)に基づき、当協会が運用の中心的役割を担いプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルを開始しました。物品ではなく素材を切り口としたリサイクルがスタートしたとも言えます。令和4年度は、この運用の設計・構築を行い必要な準備を行ってきました。

もちろん容リ法に基づく指定法人として、廃棄物適正処理と資源有効利用の確保を図ることが当協会の基本目的です。しかし変革期にあたり、一層広い視野で資源循環への貢献と産業競争力強化という観点を持つ必要があります。

安定的な事業継続のためには、特定事業者、再商品化事業者、市町村、消費者と社会全体のサポートが必要です。重要なことは、各主体が連携・協働していくことと考えます。そして微力ながら当協会がプラットフォーム的役割を担い、協会の目的を実現し、国民生活・経済の健全な発展に寄与できれば幸いに存じます。

令和5年8月

金子 真吾

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務



## 目的

当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容リ法）に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

## 事業活動

### 再商品化の実施

- 特定事業者及び市町村からの再商品化業務の受託
- 市町村からの分別基準適合物及び分別収集物の引取り
- 再商品化事業者への再商品化業務の委託

### 再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供

- 関係者への各種説明会の実施
- ホームページによる情報提供
- 会報の発行
- パンフレット等の製作
- 展示会への出展、講演会への協力など

### 内外関係機関等との交流及び協力

- 国内関係機関との交流
- 海外の関係機関との情報交換



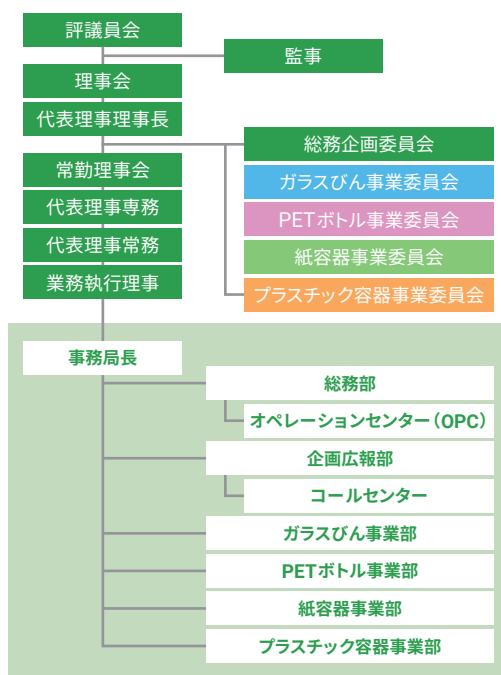
#### 業務執行理事

前列左から 代表理事常務 栗原博、代表理事専務 西山純生、事務局長兼総務部長 高松和夫  
後列左から 企画広報部長 長塚真行、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 雨宮敏幸、  
PETボトル事業部長 吉田雅治、プラスチック容器事業部長 前川恵士

## 沿革

- **平成7(1995)年6月16日**  
容器包装リサイクル法公布
- **平成8(1996)年9月25日**  
主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省：環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得  
**10月31日**  
主務4省(同上)から指定法人としての指定を受ける
- **平成9(1997)年4月1日**  
容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を対象として、ガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始
- **平成12(2000)年4月1日**  
容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を対象として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙・プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始
- **平成19(2007)年4月1日**  
法施行後10年の見直しが行われ、改正容リ法本格施行
- **平成22(2010)年4月1日**  
公益財団法人として新たにスタート
- **令和4(2022)年4月1日**  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
- **令和5(2023)年4月1日**  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく容器包装プラと製品プラの一括再商品化開始

## 組織



協会に常勤する役職員はすべて民間の企業・団体出身者

#### 主務省庁

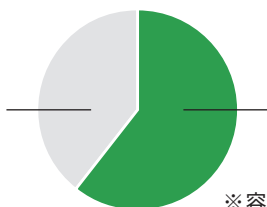
環境省	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
経済産業省	産業技術環境局 資源循環経済課
財務省	理財局 総務課 たばこ塩事業室
国税庁	酒税課
厚生労働省	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 流通指導室
農林水産省	大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

# 容器包装リサイクル法について

## 容リ法制定の背景

### ● 家庭ごみの割合

容器包装以外  
39.4%



60.6%※が  
容器包装

※容積比

平成7(1995)年度・厚生省調べ

容リ法の制定当時、①一般廃棄物の埋立地(最終処分場)は7~9年で溢れてしまう状況、②家庭ごみのうち容器包装が約60%(容積比)と高い割合を占めていたといった背景があり、平成7(1995)年に容リ法が制定されました。

## 対象となる「容器」「包装」

### ● 再商品化義務の対象となる「容器」「包装」

ガラスびん



無色、茶色、その他の色の  
ガラスびん

PETボトル



食料品(特定調味料※1、  
乳飲料等※2)、清涼飲料、酒類用

紙製容器包装



プラスチック製  
容器包装



PETボトルを除く

※1 しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)

※2 ドリンクタイプのはち酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

容リ法で特定事業者に再商品化の義務を課しているのは上記の4品目になります。

容リ法の制定当時、**容器**：商品を入れるもの(袋も含む)、**包装**：商品を包むもののうち、スチール缶・アルミ缶、紙パック、段ボールの4品目は市場価値が高く、すでに再商品化ルートが確立されていたため再商品化義務の対象に含まないことになりました。

## 「識別マーク」の表示

PETボトル

紙製容器包装

プラスチック製  
容器包装

飲料用スチール缶

飲料用アルミ缶



PET



紙



プラ



スチール



アルミ

容リ法対象/再商品化義務

食料品(しょうゆ、乳飲料等、その他調味料)、清涼飲料、酒類  
飲料用紙(アルミ不使用のもの)とダンボール製のものを除く  
「PETボトル」に含まれるものを除く

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。改正前の「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装には、識別マークを付ける義務があります。

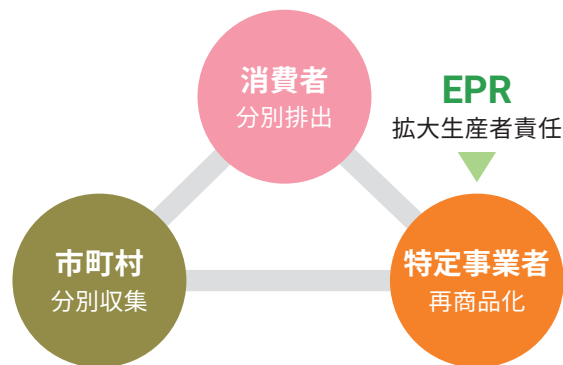
◎ 識別表示ルールの詳細については、経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法」をご覧ください  
[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/02/index06.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html)



容器包装リサイクル法(容り法)は、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、一般廃棄物の減量化と再生資源の十分な利用を図ることを目的として、平成7(1995)年に制定されました。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容り協)は、容り法に基く指定法人として特定事業者等からの委託を受け再商品化事業を適正かつ確実に実施していくことを使命としています。

## 「EPR」の仕組み

### ● 容り法が定めた役割分担



EPRとは、拡大生産者責任のこと。製品ライフサイクルにおける商品使用後段階にまで生産者に廃棄物処理の責任が拡大されます。容り法の役割分担は左図のとおりですが、特定事業者が個別にごみを引き取ってリサイクルを行うことは現実的に困難です。そこで、特定事業者は当協会に「再商品化」の「委託料」を支払うことでリサイクルの義務を果たし、消費者は分別排出、市町村は分別収集とそれぞれが役割を果たす仕組みになっています。

リサイクルの流れはp5-6で詳しく解説しています

### ▶ 再商品化義務を負う特定事業者

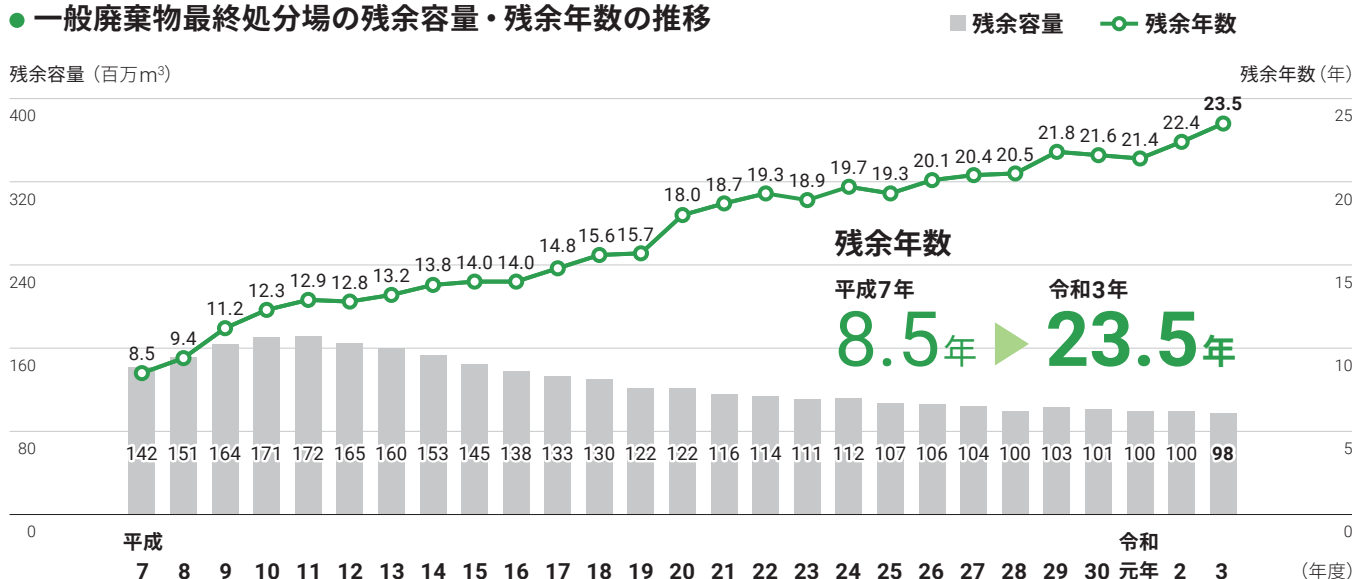
特定容器利用事業者	販売する商品に特定容器を用いる事業者または、特定容器の付いた商品を輸入する事業者
特定包装利用事業者	販売する商品に特定包装を用いる事業者または、特定包装の付いた商品を輸入する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器を製造する事業者または、特定容器を輸入する事業者

### ▶ 小規模事業者は以下の条件を満たす場合適用除外

業種分類	条件
製造業等	年間売上高2億4千万円以下 かつ 従業員数20名以下
商業、サービス業	年間売上高7千万円以下 かつ 従業員数5名以下

## 容器包装リサイクルの成果

### ● 一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移



出典：環境省

### ● 2021年度実績 リサイクル率・回収率

ガラスびん リサイクル率	PETボトル リサイクル率	紙製容器包装 回収率	プラスチック製容器包装 リサイクル率
<b>73.4%</b>	<b>86.0%</b>	<b>23.6%</b>	<b>66.4% (46.7%)*</b>

出典：3R推進団体連絡会

\* 2021年度より算定方式を見直し(カッコ内は従来の算定方式)

詳細は3R推進団体連絡会のホームページをご確認ください

<https://www.3r-suishin.jp/?cat=19>



# リサイクルの流れ

# 皆さまのご協力に

## 公益財団法人 日本容器包装リサイクル

再商品化(リサイクル)の受託  
委託料金(リサイクル費用)の受取り

分別基準適合物等の引取り  
リサイクル費用の受取り(市町村負担分)\*

委託

特定事業者

消費者

引渡し

市町村



### 再商品化(リサイクル) 義務の履行

### 分別排出 簡単な水洗い等の後、排出

### 分別収集 収集・分別等を行い 「分別基準」に適合させる

きちんと委託料を支払う!

分別ルールを守る!

圧縮・梱包して保管



当協会は、特定事業者から委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料を協会に支払うことにより再商品化したものとみなされます。

消費者には、市町村が定める分別排出のルールに従って容器包装ごみを排出することが求められています。正しい分別をすることで、再商品化(リサイクル)しやすく、資源として有効に使えるようになります。ほんの少しの注意を払うことがリサイクルの第一歩です。

市町村は収集・異物の除去などを行い、指定保管施設に保管した容器包装廃棄物(分別基準適合物)及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)に基く分別収集物を、当協会に引渡します。

※ 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分及びプラ新法に基く再商品化費用は、市町村が負担します

※ 分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集したものを指します(プラスチック製容器包装廃棄物を含む)

📄 分別収集物について詳しくはこちらをご覧ください

<https://www.jcpra.or.jp/words/tabid/625/wordid/267/firstwordid/6/index.php>



📄 分別の対象となる「容器」「包装」はこちらでご覧頂けます

[https://www.jcpra.or.jp/law\\_data/tabid/988/index.php#Tab646](https://www.jcpra.or.jp/law_data/tabid/988/index.php#Tab646)



# よってリサイクルは成り立っています。

## 協会

再商品化(リサイクル)業務の委託  
分別基準適合物等に係る再商品化費用の支払い



## 再商品化事業者

## 再商品化製品

ガラスびんは…



カレット

## 再商品化製品 利用事業者

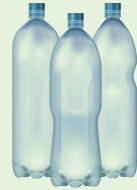
## 再商品化製品の 利用状況

ガラスびんメーカー  
など



- びん原料
- 土木材料
- 建築材料

PETボトルメーカー、  
シートメーカー、  
繊維メーカー  
など



- ボトル
- シート
- 繊維
- 成形品

PETボトルは…



フレーク、ペレット、  
ポリエステル原料

製紙メーカー  
など



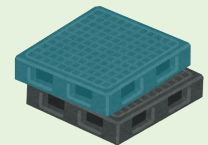
- 製紙原料
- 固形燃料
- 材料リサイクル  
(家畜用敷料)

紙の容器や  
包装は…



古紙破砕、固形燃料など

プラスチック  
成形メーカー、  
鉄鋼メーカー  
など



- 材料リサイクル  
(パレット、再生樹脂など)
- ケミカルリサイクル  
(コークス炉化学原料、  
ガス化、高炉還元剤)

プラスチックの  
容器や包装は…




ペレット、フラフなど

「分別基準適合物等」を  
運搬・再生処理

再生処理して再商品化!



当協会は、再商品化事業者に、保管施設からの分別基準適合物等の引取り及び再商品化を委託します。再商品化事業者は毎年、当協会の審査を通った事業者の中から保管施設ごとに一般競争入札によって選定されます。入札は、全国の保管施設を対象に一斉に行われ、契約期間は1年です。

 PETボトルは年2回入札

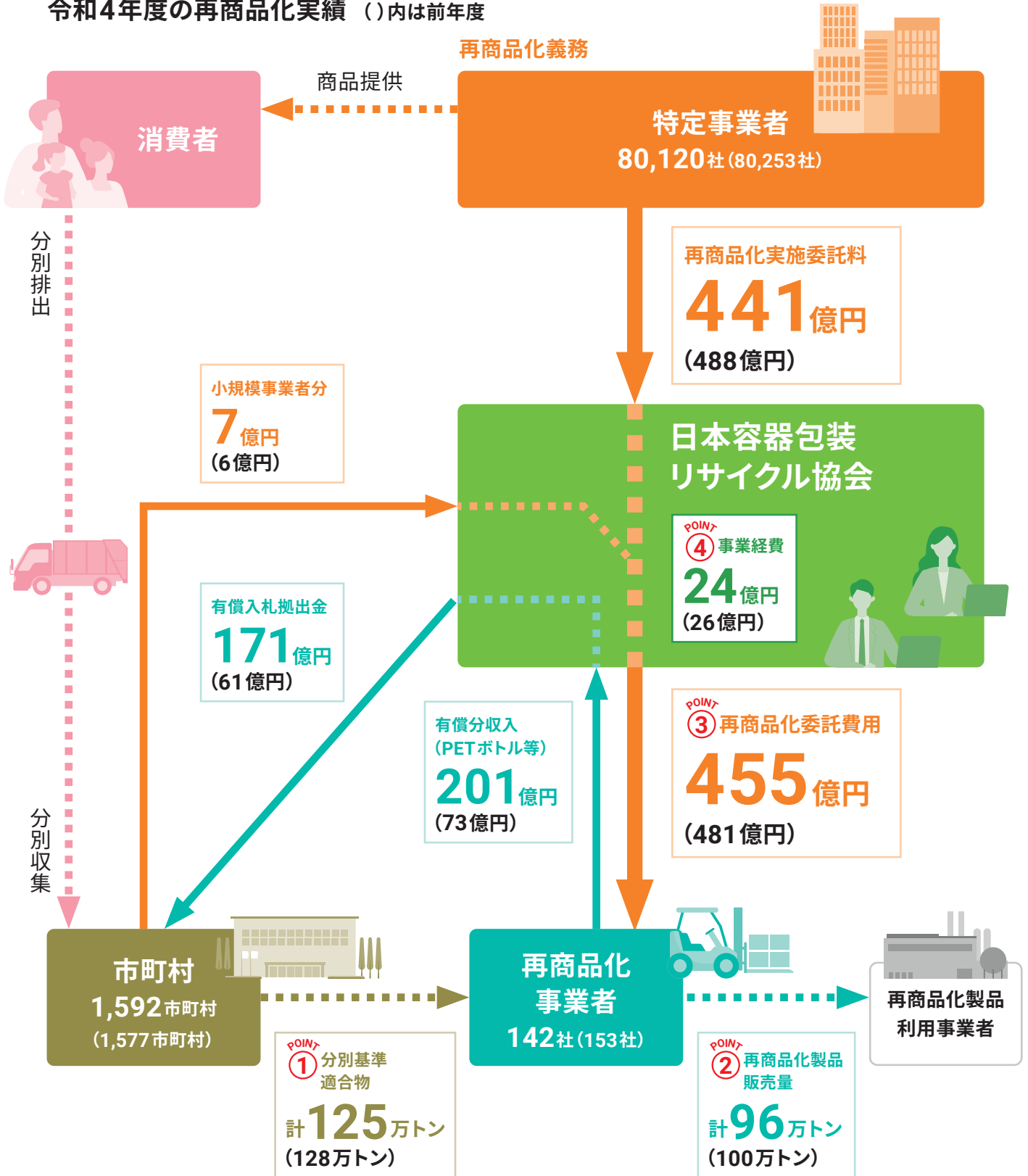
# 数字で見る 2022 Highlight

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象とした再商品化を実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法（容リ法）に基づいて再商品化の義務を負っている特定事業者からお預かりした再商品化実施委託料でまかなわれています。令和4年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。

※ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）に基づくプラスチック製品の分別収集物の再商品化は令和5年度から開始のため令和4年度の実績はありません。

## 令和4年度の再商品化実績（）内は前年度





POINT

## ① 引取り実績 計125万トン

1,592市町村からの引取り実績は約125万トンで、過去最高であった前年度(約128万トン)に対し2.2%減少しました。新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除に伴い、家庭から排出される容器包装ゴミ廃棄量の減少がその要因と思われます。またPETボトルについて、容リ協ルートから独自ルートへ変更する市町村の増加も一因でした。

## ● 4素材の引取り実績

(トン)

	令和4年度	前年度差
■ ガラスびん	327,416	-7,629
■ PETボトル	219,676	-16,836
■ 紙	20,146	15
■ プラスチック	682,286	-4,181
合計	1,249,524	-28,631

POINT

## ② 販売実績 計96万トン

再商品化事業者142社の再商品化製品の販売実績は約96万トン。前年度は初の100万トン超えでしたが、約3.8万トンと3.8%の減少となりました。

販売量の減少率が引取量の減少率を上回っており、まん延防止等重点措置の解除に伴う家庭からの廃棄量の減少だけでなく、再商品化製品の需要動向が影響していると推察されます。

## ● 4素材の販売実績

(トン)

	令和4年度	前年度差
■ ガラスびん	313,236	-9,790
■ PETボトル	177,090	-19,511
■ 紙	19,874	220
■ プラスチック	453,106	-8,468
合計	963,306	-37,549

POINT

## ③ 再商品化委託費用 約455億円

再商品化事業者142社へ支払う再商品化実施委託費用は約455億円(前年度約481億円)と5.3%減少しました。原因は市町村からの引取量が減少したことと、令和4年度分の再商品化事業落札単価の低下(ガラスびん以外)、PETボトルにおける大幅な有償化によるものでした。

この大幅な有償化の要因は需要増が入札に影響を及ぼしたものと思われますが、通期で△87,210円/トン(前

年度△23,675円/トン)、特に下期は△115,369円/トン(前年度下期△42,494円/トン)と初めてトン当たり10万円を超えました。その結果、再商品化事業者から有償入札分として約201億円(前年度約73億円)支払われ、協会から市町村への有償入札拠出金は171億円と前年度61億円より大幅に増加しました。

POINT

## ④ 容リ協の事業経費 約24億円

再商品化事業を運営するために要した容リ協の経費は約24億円でした。主な内訳は租税公課6億1,243万円(前年度8億6,051万円)、現地検査や品質調査などの設備調査費5億1,693万円(前年度4億1,743万円)、基幹

システム関係費4億4,980万円(前年度5億1,225万円)、人件費3億8万円(前年度2億9,338万円)です。

なお、環境省からプラ新法施行に伴うシステム改良費用として約7,000万円を収受し、その改修費用にしました。

# 引取量

📄 引取量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます

[https://www.jcpa.or.jp/municipality/municipality\\_data/tabid/400/index.php](https://www.jcpa.or.jp/municipality/municipality_data/tabid/400/index.php)



※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

■ ガラスびん	33万トン
■ PETボトル	22万トン
■ 紙	2万トン
■ プラスチック	68万トン

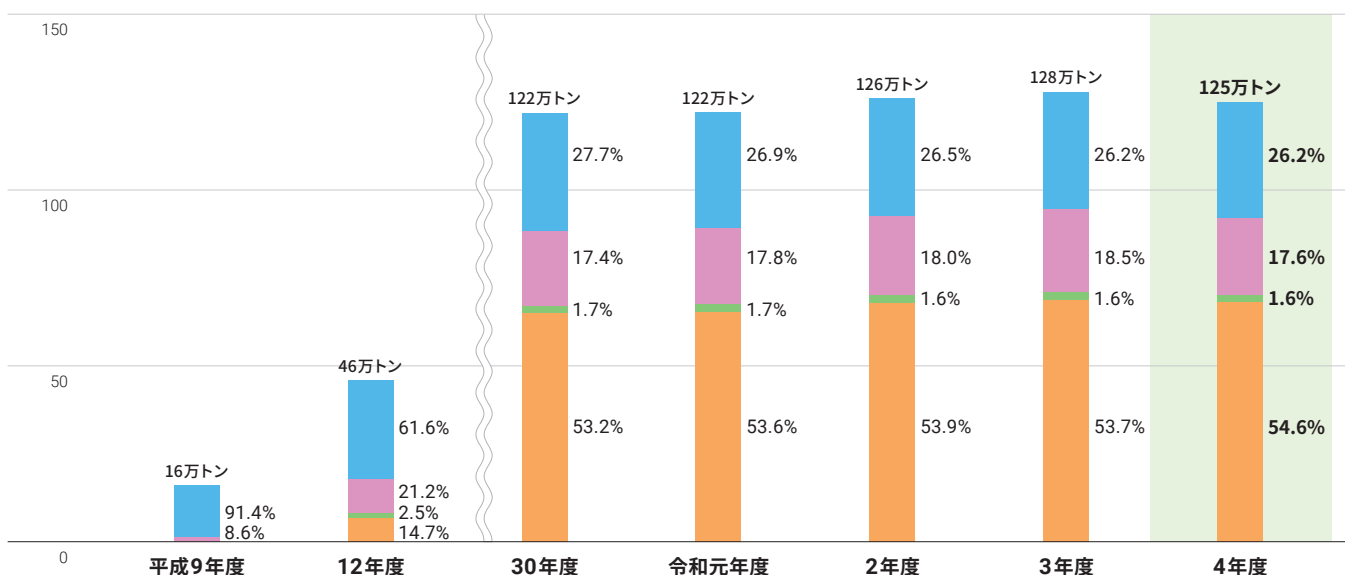
## ● 市町村からの引取量 計 125万トン

※ 引取量とは異物の除去などを行った容器包装廃棄物(分別基準適合物)の量です

### ● 市町村からの引取量実績

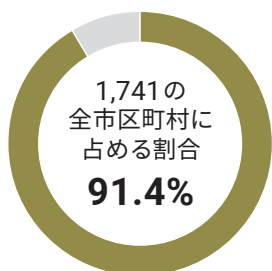
■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

(万トン)



### ● 引取市区町村数 / 保管施設数

■ 全体



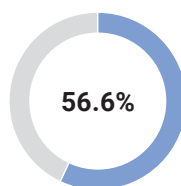
1,741の全市区町村に占める  
引取市区町村数の割合

引取市区町村数  
保管施設数

引取市区町村数  
**1,592**

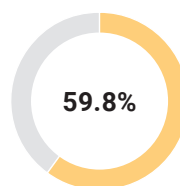
保管施設数  
**1,645**

■ ガラスびん(無色)



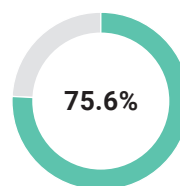
985  
680

■ ガラスびん(茶色)



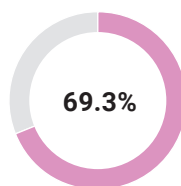
1,041  
723

■ ガラスびん(その他の色)



1,317  
925

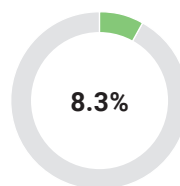
■ PETボトル



引取市区町村数  
保管施設数

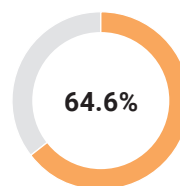
1,206  
859

■ 紙



144  
109

■ プラスチック



1,124  
825

# 販売量

販売量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます

[https://www.jcpra.or.jp/recycle/related\\_data/tabid/501/index.php](https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php)



※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

■ ガラスびん	31万トン
■ PETボトル	18万トン
■ 紙	2万トン
■ プラスチック	45万トン

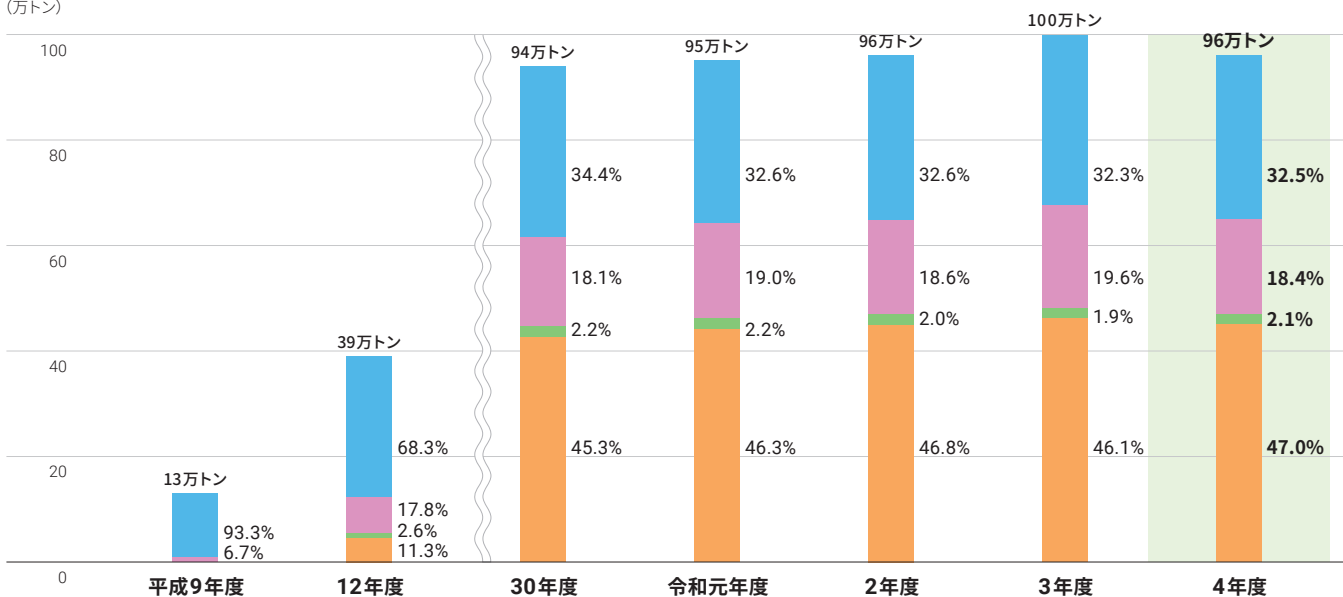
## ● 再商品化製品販売量

計 **96万トン**

## ● 再商品化製品販売量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

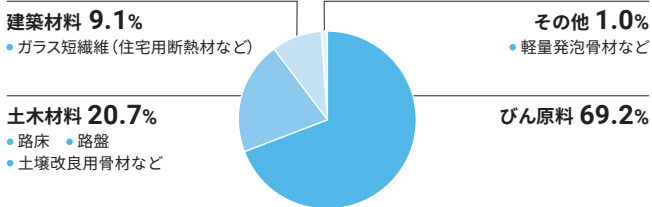
(万トン)



## ● 令和4年度引取分の再商品化製品利用状況

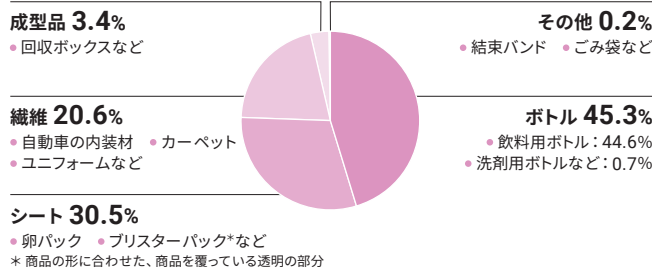
### ■ ガラスびん

協会の引取実績量： **327,416トン**  
再商品化製品販売量： **313,236トン**



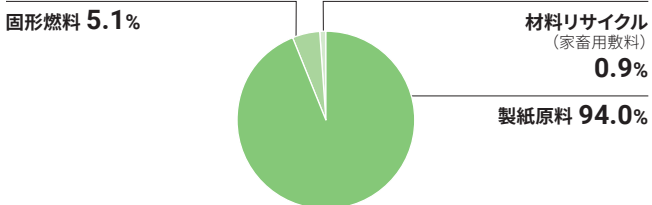
### ■ PETボトル

協会の引取実績量： **219,676トン**  
再商品化製品販売量： **177,090トン**



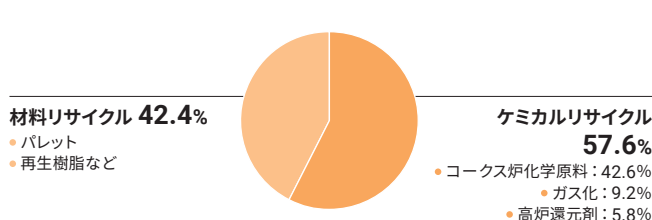
### ■ 紙製容器包装

協会の引取実績量： **20,146トン**  
再商品化製品販売量： **19,874トン**



### ■ プラスチック製容器包装

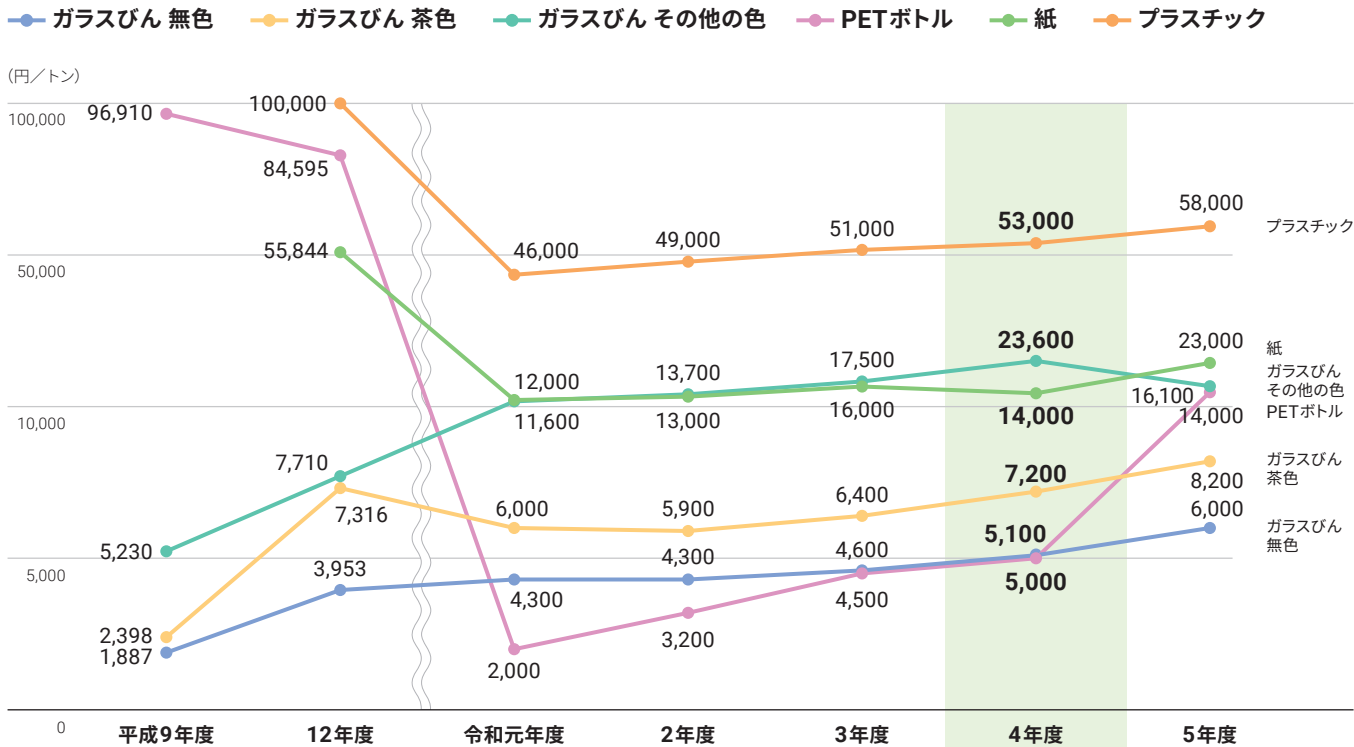
協会の引取実績量： **682,286トン**  
再商品化製品販売量： **453,106トン**



# 再商品化実施委託関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

## ● 再商品化実施委託単価



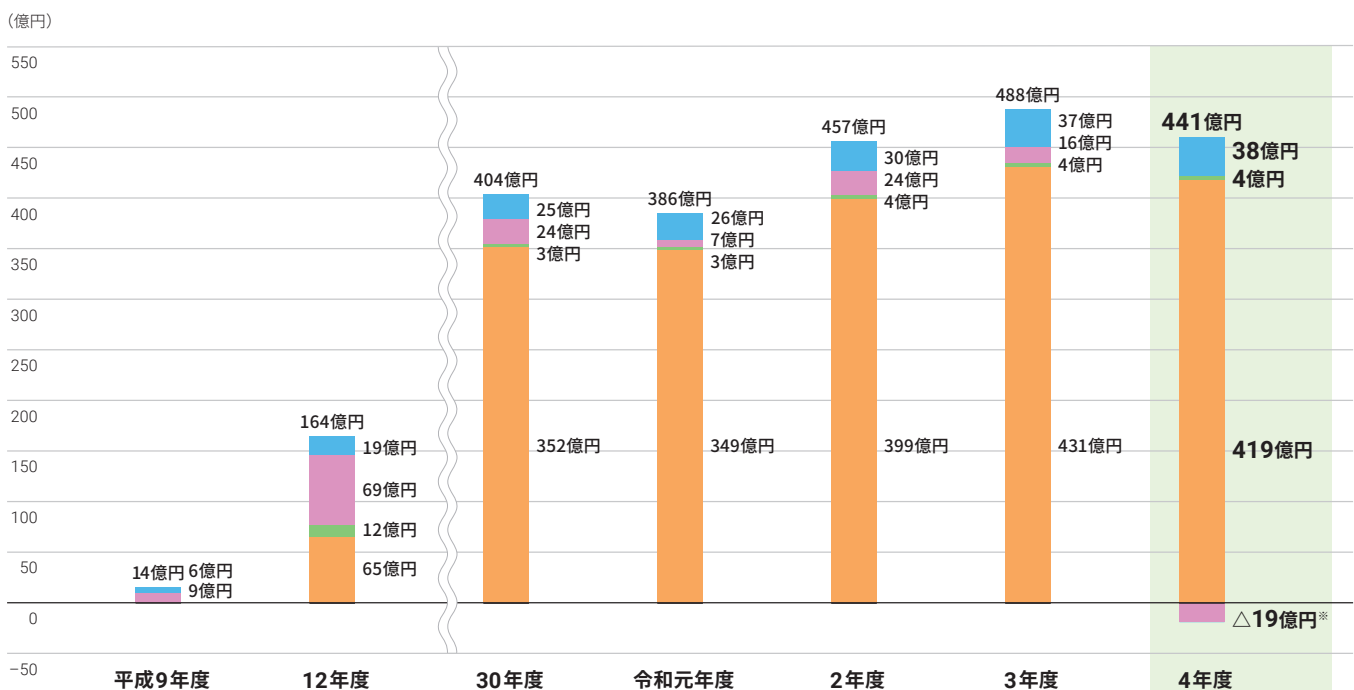
※ 消費税抜きの単価です

※ 令和5年度の再商品化実施委託単価は令和4年度に決められたものです

## ● 再商品化実施委託料 特定事業者 → 容り協

**441** 億円

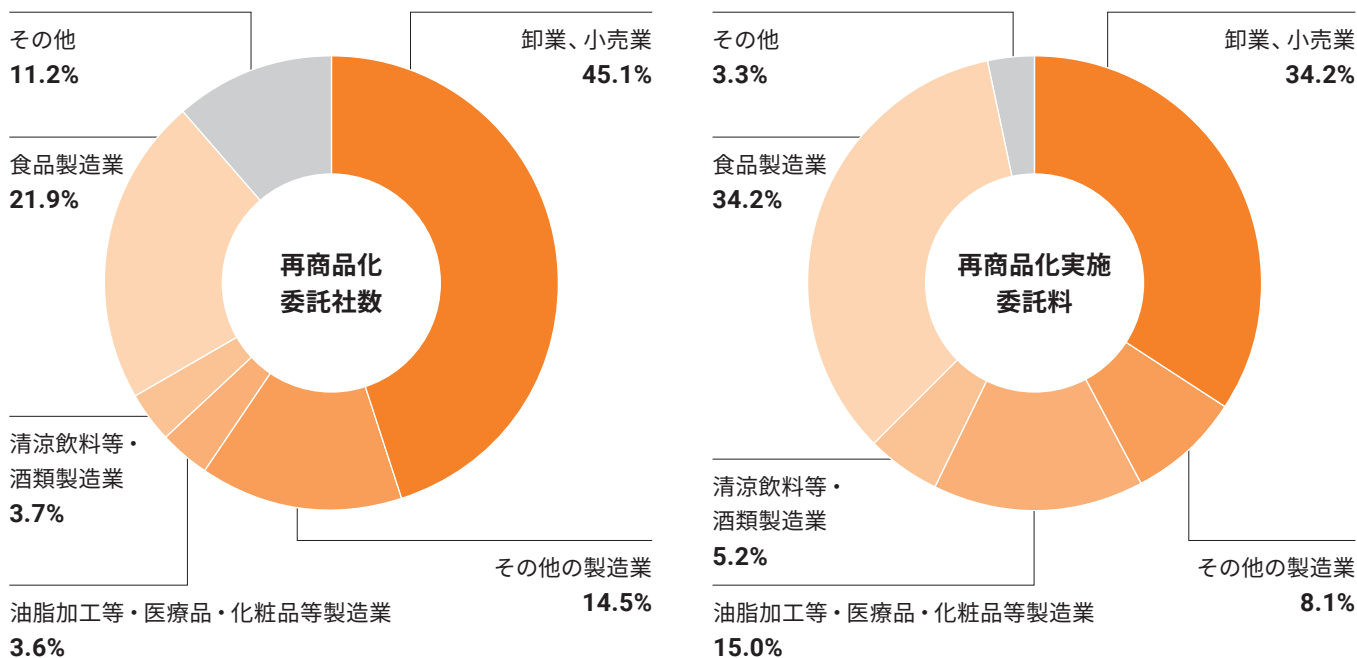
■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 年度終了後、当該年度における再商品化実施委託事業に要した総費用と、特定事業者が負担した再商品化実施委託料金(予定金)総額との間に生じる過不足について精算を行います。精算によって返金される場合と、追徴される場合があり、返金額が負担額を上回った場合はマイナスで表記しています



## ● 特定事業者業種別構成



※ 再商品化委託社数は一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等は1社としてカウントし計17,496社の構成になります

## ● 特定事業者申込社数

# 80,120社

(単位: 社)

	平成12年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
<b>■ ガラスびん</b>	3,803	3,079	3,053	2,992	2,968	<b>2,942</b>
■ (無色)	(3,208)	(2,647)	(2,608)	(2,562)	(2,525)	<b>(2,487)</b>
■ (茶色)	(1,722)	(1,339)	(1,324)	(1,300)	(1,277)	<b>(1,262)</b>
■ (その他の色)	(1,548)	(1,100)	(1,089)	(1,072)	(1,053)	<b>(1,035)</b>
<b>■ PETボトル</b>	962	1,227	1,222	1,224	1,199	<b>1,179</b>
<b>■ 紙</b>	41,206	66,777	67,603	66,852	66,602	<b>66,872</b>
<b>■ プラスチック</b>	56,944	80,017	80,092	79,031	78,875	<b>78,781</b>
<b>総数</b>	<b>59,449</b>	<b>81,492</b>	<b>81,555</b>	<b>80,422</b>	<b>80,253</b>	<b>80,120</b>

※ 1社で複数の素材を使っている場合もあるため、素材ごとの申込社数の合計と総数は一致しません

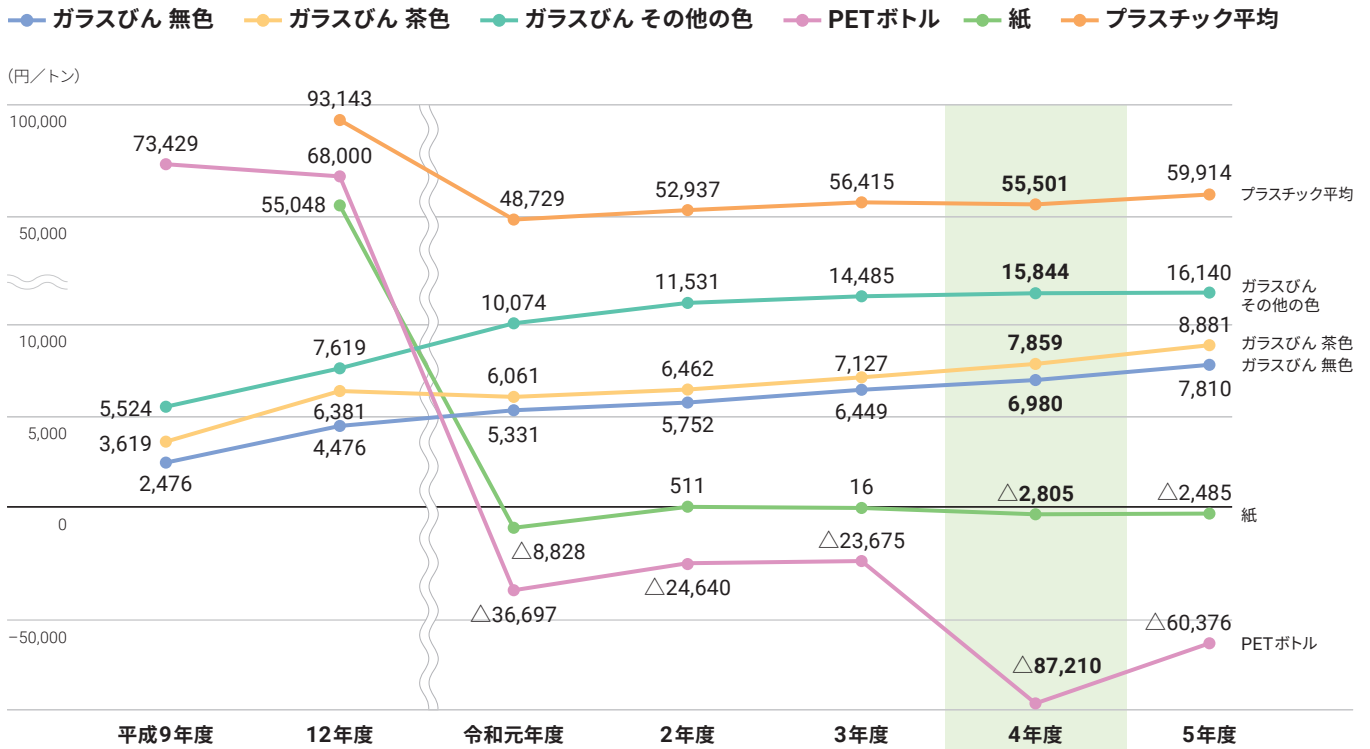
# 再商品化事業関連

落札単価に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます  
[https://www.jcpra.or.jp/recycle/related\\_data/tabid/869/index.php](https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/869/index.php)



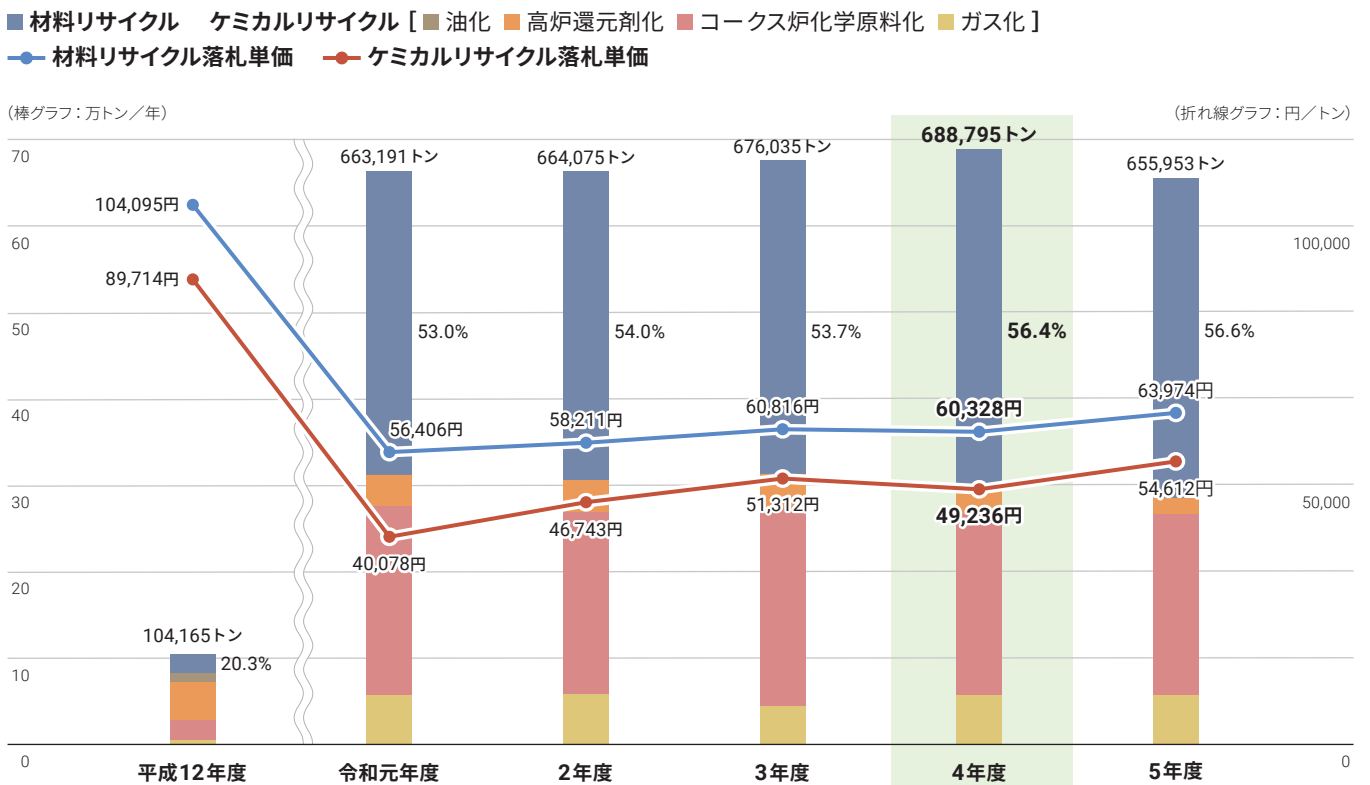
※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

## ● 落札単価 (加重平均)



※ 消費税抜きの単価です  
 ※ 令和5年度の落札単価は令和4年度入札の入札結果です  
 ※ 令和5年度のPETボトルは、上半期分(令和5年4月~9月)の単価です

## ● プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価 (加重平均) の推移 (白色トレイを除く)

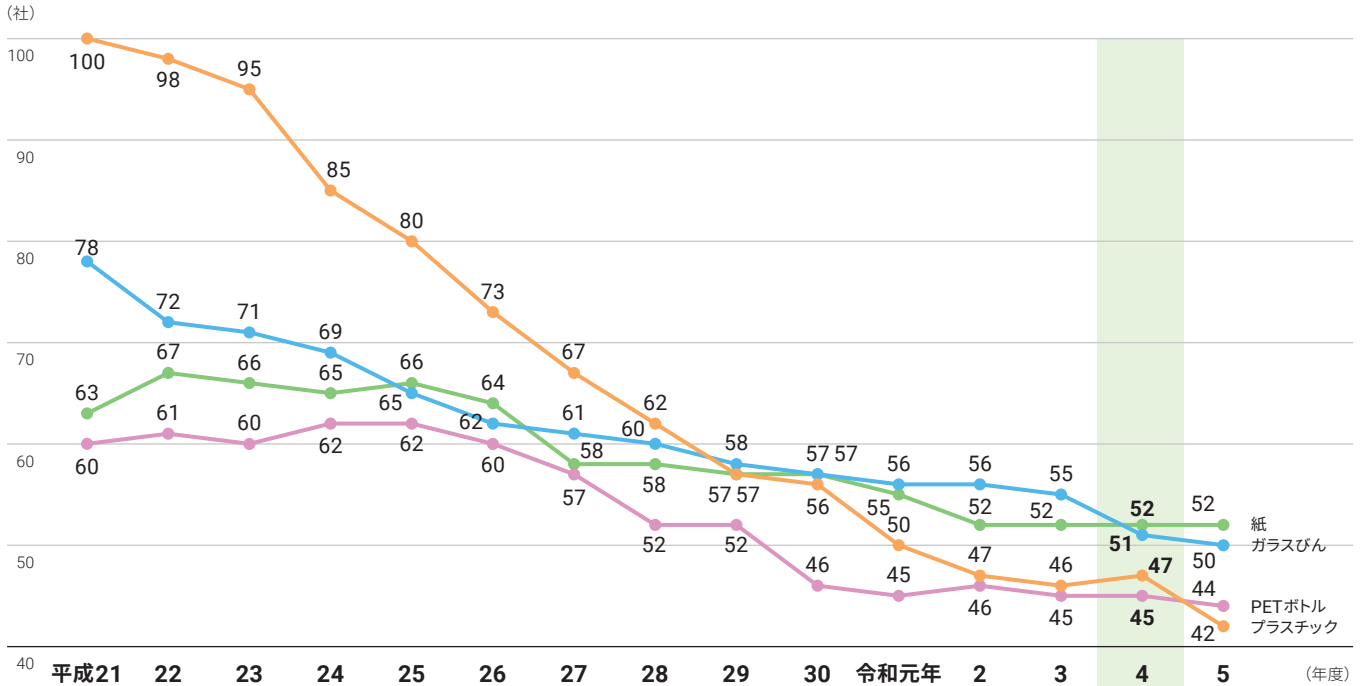


※ 消費税抜きの単価です  
 ※ 令和5年度の落札単価は令和4年度入札の入札結果です



## ● 再商品化事業登録事業者数の推移

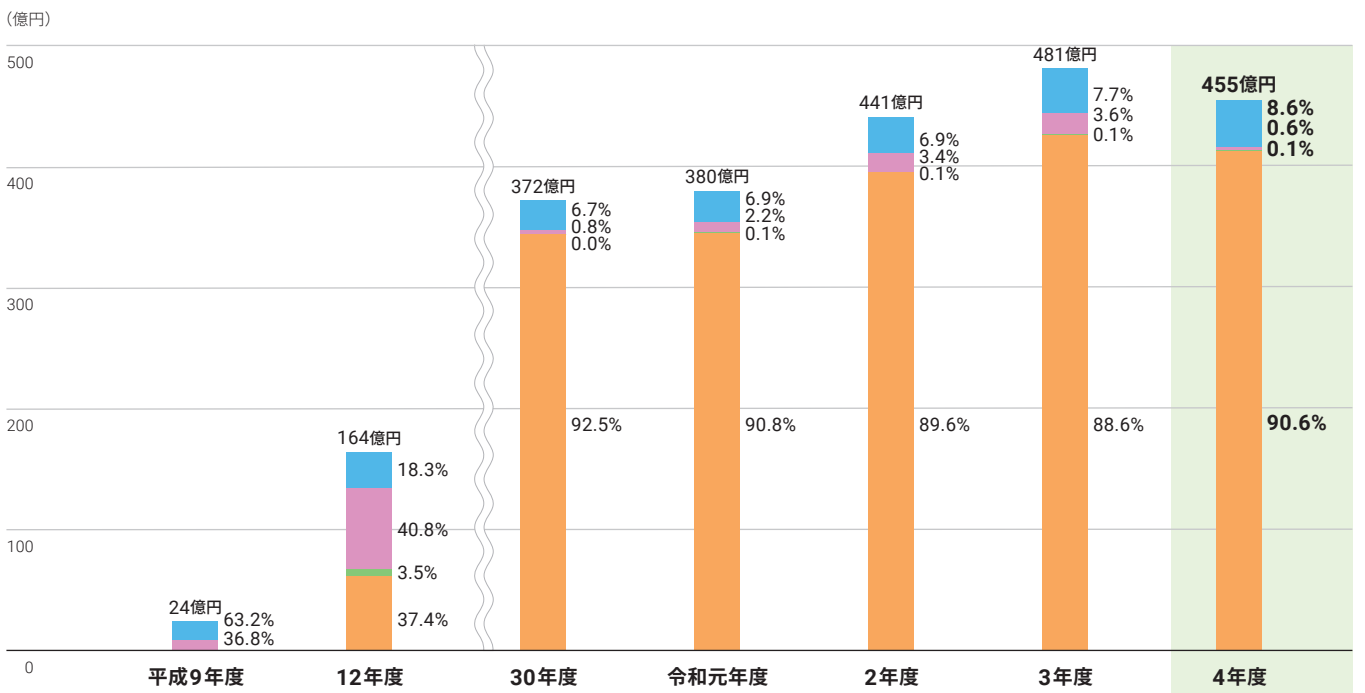
● ガラスびん ● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



## ● 再商品化委託費用(逆有償分) 容り協 → 再商品化事業者

**455億円**

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



# 令和4年度の取り組みを振り返って

令和4年度は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)が施行されました。加えて、ウクライナ情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰、円安による輸入物価の上昇ほか外部環境に大きな変化が訪れるなか、適正かつ円滑に再商品化事業を推進するという協会の使命を果たすべく、職員一同、着実に取り組みました。

## 適正かつ効率的な再商品化事業を推進

プラ新法への対応は平成8年の協会設立以来、最大の変革が求められることとなりました。プラ新法では柱の一つとして、家庭や事業所から排出されるプラスチック製品の回収・リサイクルが示されており、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について、寄り添ったルートに加え、市町村が策定し国が認定するという新たなルートが創設されました。

令和5年度からのプラ新法の運用開始にあたって、その業務の多くを当協会が担うことから、プラスチック容器事業部に止まらず部署横断的なメンバーによる課題別のタスクフォースを編成し、制度設計を行いました。タスクフォースメンバーは、内部であらゆるケースを想定した検討を行うとともに環境省や経済産業省との事務レベル協議を毎週複数回2年以上にわたって行い、新たにプラ

スチック使用製品廃棄物の再商品化を行うために必要となるさまざまなルールの設定、運用方法の追加・修正を行っています。

### プラ新法に向けた新たな取り組み

- ① 再商品化事業者(プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を含む)の登録・入札・決定・契約
- ② 市町村からの廃棄物の引渡し申込・契約
- ③ 上記①②の前段階における諸手続きに関する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の策定・整備
- ④ 前記③をはじめ制度運用に関する説明会等の開催(市町村、再商品化事業者、特定事業者それぞれの主体別実施)
- ⑤ ホームページなどを活用した制度の周知・広報
- ⑥ コンピュータシステムの改修

※ プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に関わるシステム開発費用については国が負担

新たな仕組みづくりや  
経済状況の激変など事業環境が  
大きく変化するなかであっても、  
確実に再商品化事業を  
推進しました。

西山 純生

代表理事専務





## 再商品化義務履行の確保、周知・広報活動の強化

ここ数年上昇傾向が続いていた再商品化事業における落札単価は、令和4年度はガラスびん以外低下することになりました。とりわけ「有償入札拠出金」は、その大半を占めるPETボトルにおいてバージン樹脂市況の高騰や使用済みPETボトル需要の増大などを背景に、約171億円と大幅に増加しています。また昨年度初めて100万トンを超えた再商品化製品販売量は、4素材合計で前年度比▲3.8%の約96万トンとなりました。

容器や包装として消費される資源を、再商品化によって循環させるために、再商品化義務履

行の周知や広報活動にも努めています。リサイクルの義務を負っていないながら委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金が未払いの事業者に対しては継続的にさまざまな対策を実施しました。令和4年度は、再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして420社から約5億4千万円を得ています。法令遵守ならびに公平性の観点からも、今まで以上に主務省庁への情報提供を密にし、業界団体への訪問など周知活動にも力を入れ、引き続き再商品化義務の履行について、働きかけを強化してまいります。

## リチウムイオン電池等混入事故防止に向けた取り組み

リチウムイオン電池などの発火危険物の廃棄物への混入に起因する発煙・発火トラブルについては、ここ数年一向に減少する気配がありません。このトラブルに起因する令和4年度の処理ライン停止ロス時間は合計約480時間におよび、修繕に係る追加支出はもとより人的被害への懸念など、再生処理事業者に甚大な影響がおよんでいます。

なかでも、加熱式たばこ機器の混入が令和4年度29.6%と高い比率となっている(P21参照)ことから、製造や販売に携わる関係者にもご協力を頂きました。一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会(JFA)、一般社団法人日本たばこ協会、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットとの共催や、経済産業省・環境省の後援により、令和4年9月からJFA加盟コンビニエンスストア全店のレジ画面にて注意を促す啓発活動を展開。同活動については、当協会としては初となる配信サービスを利用したプレスリリースも行いました。結果的に多くのメディアにも取り上げられ、NHKでの放映にもつながりました。

令和5年4月からスタートしたプラ新法に基づくプラスチック製品の一括回収開始に伴い、リチウムイオン電池を使用した製品の混入増加が懸念されます。こうしたリチウムイオン電池に起因する事故は、再商品化事業の持続可能性のみならず、火災防止や働く人の安全管理という観点からも喫緊の課題だと認識しており、引き続き対策ならびに啓発活動に注力してまいります。



コンビニのレジ画面を使った「加熱式たばこ機器の廃棄方法に関する注意喚起」

## ガラスびん事業部

引取量の減少が懸念されるなか、  
再商品化量の増加に寄与すべく  
取り組みました。

雨宮 敏幸

ガラスびん事業部長 紙容器事業部長



### 1 取り巻く市場環境

- ガラスびんを取り巻く市場環境は、コロナ禍の影響を大きく受け、ガラスびんの需要は大きく減少しました。その結果、市場に流通するガラスびんが減少し、今後、市町村からの引取量にも大きく影響することが懸念されます。
- ガラスびん3R促進協議会の調査によると、市町村がガラスびんを回収・選別する段階で細かく割れて色分けできず資源化できない廃棄量が、2021年でおよそ12.8万トン余りあったと推定されています。また色別に分別しても、回収・選別でほかの色に混入するケースや、まだ化粧品びんを分別収集していない市町村が相当数あることも分かっています。

### 2 令和4年度の事業活動

- このような環境下で再商品化量を少しでも増加させるためには、市町村での残渣率の改善や品質を高めるこ

とが重要になります。令和4年度も引き続き、再商品化量の増加に寄与すべく、市町村、ガラスびん3R促進協議会、日本びんカレットリサイクル協会などの関係機関・関係者と連携して、残渣率の低減、品質改善に取り組んできました。

- 令和4年度は16市町村を訪問しました。このうち6市町村については、ガラスびん3R促進協議会との同行訪問です。対象は、一人当たりの再商品化量の少ない市町村や分別品質の悪い市町村などですが、再商品化量の拡大に向け成果を上げている好事例の市町村も訪問しました。再資源率や品質の悪い市町村に対しては、改善のためのアドバイスや混合収集からガラスびん単独収集への変更のお願い、好事例の市町村の事例紹介などを行いました。
- ガラスびん事業部が単独訪問した市町村は10市町村で、内容としては、品質改善のアドバイスや新規市町村の現場確認、現状ヒアリングなどを行いました。



ガラスびん・缶・PETボトル 混合収集



選別後(缶・PETボトル 除去後)のガラスびん ▶ 色選別へ

再商品化事業を取り巻く状況や課題、取り組みなどをご報告します。

## 紙容器事業部

精度の高い再商品化を  
目指し積極的な現地訪問に努めました。

### 1 令和4年度の市場状況

● 紙製容器包装の令和4年度市町村からの引取量は20,146トンとなり前年度対比100.1%、再商品化製品販売量は19,874トンで同101.1%となり、減少傾向に歯止めが掛かった状況となりました。しかしながら、紙製容器包装を含む国内古紙の状況は、為替の円安ドル高、長引く新型コロナウイルス感染症、中国経済の低迷、ロシアのウクライナ侵攻など古紙量への懸念材料が多く、量的に不足傾向となり古紙問屋ならびに製紙メーカーの争奪状態となっています。

### 2 令和4年度の事業活動

- そのような状況下、精度の高い事業運営を目指し、市町村を含む関係諸団体を積極的に訪問し意見交換を行いました。
- 再生処理事業者については、業務の遂行状況、作業の安全性など39事業者48施設の現地検査を行い、今後の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に努めました。再生処理事業者については、業務の遂行状況、作業の安全性など39事業者48施設の現地検査を行い、今後の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に努めました。
- 再商品化製品利用事業者については2事業者3工場を訪問し、国内古紙流通量が不足気味に推移するなかでの古紙利用状況や品質、生産設備の稼働状況、今後の需給動向など状況把握に努めました。



再生処理事業者での品質調査現場風景

- 自治体については、紙製容器包装の分別回収から雑紙と合わせた一括回収に踏み切る名古屋市ならびにその周辺市町村、引取量減少傾向の市町村、引取量安定の市町村、新規契約の市町村など16市町村を訪問し、回収量減少の背景、回収方法の多様化、市民の世代交代や海外移住者による分別の緩み、市町村財政面などの課題をヒアリングしました。当協会からは、引き続き市民へのさらなる普及啓発・広報活動の強化をお願いしました。
- 古紙市場の今後は、先行きの見通しが不透明ではありますが、従来以上に積極的に関係諸団体との連携を密に取りながら、正確な情報を収集し、適切で柔軟な再商品化事業を進めていきます。



紙製容器包装再商品化製品

# PETボトル事業部

事業環境が大きく変化するなかにあっても確実な再商品化事業を推進しました。

吉田 雅治

PETボトル事業部長



## 1 事業環境の大きな変化

- ここ数年のPETボトルリサイクルを取り巻く環境は大きく変化しています。コロナ禍による動脈経済の低迷、ロシアのウクライナ侵攻などに伴う原油価格と為替変動のダブルパンチによるバージンPET樹脂価格の乱高下、ボトルtoボトル利用が45.3%（P10参照）と昨年より13%拡大したことに代表される使用済みPETボトルの需要の高まりなどが挙げられます。
- これらの影響により容リ協ルートにおいては、市町村からの引取量、落札単価、有償比率、再生処理事業者の落札量などが変化しました。

令和4年度は、①市町村からの引取量は独自処理への移行などによる理由で約7%減少、②バージン樹脂市況の変動や使用済みPETボトルの需要の高まりから直近3期の平均落札単価は有償の約64円/kg⇒約115円/kg⇒約60円/kgと乱高下、③繊維・シートの販売低迷（特に下期）、④コロナ禍初期に約75%まで下がった有償比率はその後98%前後と高水準で安定、⑤再生処理事業者間の落札量の差異拡大といった状況です。

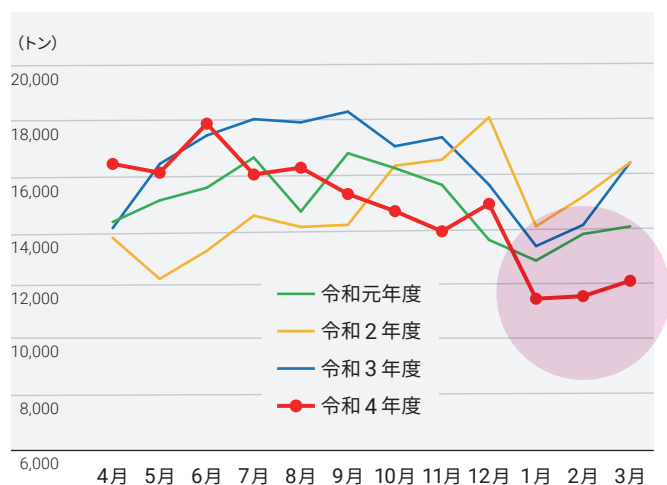
## 2 確実な再商品化事業の推進

- このような状況のなか、再生処理事業における再商品化実施状況として引取-再生処理-販売-在庫を月次で把握して確実な再商品化を実施してきました。例えば販売が厳しく在庫過多の事業者は、新たな保管場所を確保してもらうことで対応しています。またコロナ禍の状況が緩和されてきたことを受け、再生処理事業者の

現地に訪問して法令およびガイドラインの遵守状況ならびに稼働状況の確認および指導をしました。

- 再生処理事業者とは説明会などの場を通じて、PETボトルリサイクルを取り巻く環境変化の状況について容リ協が把握および分析している情報を共有し、再商品化事業に役立ててもらっています。
- 今後も環境変化、再商品化実施状況および再生処理事業者の状況を正確に把握して、適切な施策により確実な資源循環を推進していきます。

## ● PETボトル再商品化製品販売量の推移



令和4年度1～3月の販売量は過去4年間で最低となり、コロナ禍初期の令和2年度5月の販売量を下回った

# プラスチック容器事業部

「プラ新法」に対応すべく  
各種基準や遵守事項を決定し、  
関係者に周知を行いました。

前川 恵士

プラスチック容器事業部長



## 1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)対応

● プラ新法32条(容リ協ルート)について、令和3年度は運用のベースとなる市町村からの引き取り品質ガイドラインや再生処理ガイドラインの策定を行いました。令和4年度は、ガイドラインをもとに国と協議のうえ、市町村および再生処理事業者が遵守すべきルールや対応方法を決定し、市町村および再生処理事業者に周知を行いました。

● プラ新法33条(認定ルート)については、認定ルートであっても、分別基準適合物とみなされたプラスチック製容器包装の再商品化費用は特定事業者が負担し、支払い業務全般は協会が行うことになっています。広く再商品化業務全体の説明責任を果たすためにも、当協会として認定計画における再商品化が適正に果たされたことを確認しつつ、業務を遂行します。

当協会が、容器包装以外のものを扱うこととなりますので、大きな転換期となります。関係者との連携を一層強化し、新法の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

## 2 リチウムイオン電池混入による発火事故防止への取り組み

● プラ新法対応以外で最優先での取り組み課題は、リチウムイオン電池による発火事故の防止です。禁忌品の混入に関しては、特にリチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙・発火トラブルの発生が、令和4年度においても285件と依然として多発しています。該当市町村

すべてに対し発煙・発火トラブルの事故報告を行い、改善要請を行っています。

● また、全国のコンビニエンスストアが加盟する日本フランチャイズチェーン協会(JFA)の協力による加熱式たばこ廃棄時の注意喚起(P16参照)や、NPO法人元気ネットと協働した「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」の開催による関係者での情報共有を行いました。

● そのほか、経済産業省主催の「リチウムイオン蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会」(非公開)に委員として参加。同検討会での議論を踏まえ、関係者が取り組むべきアクションプランが発表される見込みです。

### プラ新法対応

#### ① プラスチック資源循環法 第32条対応 (容リ協ルートを活用した再商品化)

##### (1) 市町村向け

分別収集物の引き取り品質ガイドラインの策定と周知

分別収集物の申込方法の作成と周知

分別収集物の組成調査に関する基準作成

##### (2) 再生処理事業向け

分別収集物の再生処理ガイドライン策定と周知

分別収集物の再生処理事業登録申請方法等の決定と周知

分別収集物に対応した入札ルールの決定と周知

分別収集物の再商品化に関する運用ルールの決定と周知

#### ② プラスチック資源循環法 第33条対応 (認定計画に基づく再商品化)

再商品化実施委託料を支払っている特定事業者への説明責任を果たすため、協会は、生産管理月報、再商品化事業者への現地確認、組成調査への立会い等を行う。

# TOPICS

## TOPICS 1

### 再商品化義務の不履行特定事業者(ただ乗り事業者)対策

令和4年度は80,120社の特定事業者から約441億円を預かり、再商品化を実施しました。再商品化事業の着実な遂行には、再商品化の義務を履行していない事業者「ただ乗り事業者」(＝再商品化義務を負っているにもかかわらず委託申込を行わない事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者)を減らす対策が求められるため、主務省庁との連携を強化してさまざまな活動を行いました。

まず、主務省庁とは、定例会議(年4回開催)を利用して対策や課題について協議をし、ただ乗り事業者への指導強化に向けた連携を深めました。

容器包装リサイクル制度の周知・啓発活動においては、特定事業者が比較的多く存在する業種別の団体を個別訪問し(12団体、大手ECプラットフォーム3社)、会員企業に向けた周知を依頼しました。会員企業向け説明会が企画された団体もあり、容器包装の再商品化を伝える良い機会となりました。

また、申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対しては、文書や架電により、再商品化義務の確認と履行を要請しました(年4回:令和4年5月、8月、11月、令和5年2月)。再

商品化委託契約を締結しながら委託料金が未納となっている大口事業者には、顧問弁護士名での支払い催告を行いました。

#### 令和4年度 再商品化義務不履行分の過年度遡及支払い

# 420社・約5億4千万円

(令和3年度は558社・約5億3千万円)



全国小売酒販組合中央会との打ち合わせの様子



農林水産省 地方農政局等 新任者研修の様子



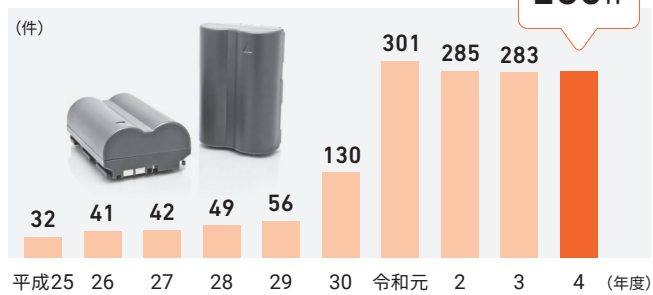
消費者や特定事業者による監視機能等の観点から、再商品化義務を履行した事業者のリストをホームページに掲載しております

## TOPICS 2

### 令和4年度 リチウムイオン電池などの混入による発煙・発火トラブル対策

再生処理事業者(35社)での発煙・発火トラブル件数は、令和4年度も285件と高止まりが続いており、そのうち99.6%はリチウムイオン電池等充電式電池使用製品です。なかでも加熱式たばこが85件(前年度比116%)を占め増加傾向です。また、再生処理事業者の処理ライン停止ロスは約480時間、24時間操業換算で約20日でした。

#### ● 全国の再生処理事業者での発煙・発火トラブル件数の推移



リチウムイオン電池等の発煙・発火トラブルに関する情報は こちらからご覧頂けます

#### ✓ 発火起因物の混入防止対策

- 5件以上発生の場合は協会から首長宛に改善計画策定および改善要請し、10件を超える場合は直接現地訪問による改善計画内容の確認および指導等を行いました。
- 出前講座として「プラスチックリサイクルの現状と課題」「リチウムイオン電池等の発煙発火トラブルの状況と防止活動」を市町村、関係団体など6ヵ所で開催(総参加者数327名)しました。
- 令和5年度に実行する事業者の対策が検討された経済産業省主催「リチウムイオン蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会」(非公開)に委員として参加しました。
- 令和4年9月上旬～令和5年3月末まで、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会(JFA)、一般社団法人日本たばこ協会、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット(以下、元気ネット)、日本容器包装リサイクル協会が主催し、経済産業省、環境省両省の後援を得て、JFA加盟のコンビニエンスストアのレジ画面を使った「加熱式たばこ機器の廃棄方法に関する注意喚起」の啓発活動を開始しました。
- 元気ネットとはほかにも、令和4年7月と令和5年1月に「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」を開催するなど、さまざまなイベントへの参加や情報提供にて協働し、啓発活動を行いました。

## TOPICS

# 容器包装リサイクル法の理解促進やリサイクル活動参加促進を目的に各種イベントに参加

令和4年12月7日～9日にかけて東京ビッグサイト(東京都江東区有明)にて開催された国内最大の環境イベント「エコプロ2022」に、容器包装リサイクル推進関係団体と連携し参加しました。昨年に引き続きリアル開催となった今回、テーマを「正しく分けよう」「きれいにしておそう」と定め、来場された皆さまに容器包装の分別はなぜするのか、正しく分別しきれいにしておすとどのような効果があるのか、ご来場者の皆さまに分別を実践していただけるような展示を行いました。



「エコプロ2022」の展示の様子

また、令和5年3月26日、国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木)にて3年ぶりにリアル開催となったイベント「こどもエコクラブ全国フェスティバル2023」に参加しました。容器包装ゴミの分別の重要性や正しい出し方を学び、特にリチウムイオン電池使用製品と一緒に出すと、リサイクル工場が焼失するくらい重大な事故につながることを伝えました。子どもたちだけではなく保護者の方からも、多くの質問が寄せられ、正しい分別とリサイクルの重要性を感じて頂くことができました。



「こどもエコクラブ全国フェスティバル2023」の容リ協ブースの様子

## TOPICS

# 協会会報誌「容リ協ニュース」をリニューアル

消費者に対して、環境問題への興味喚起と容器包装リサイクルへの理解促進を図るため、これまでは特定事業者や再商品化事業者、市町村といったステークホルダーの容器包装リサイクル活動を中心に掲載してきた当協会の会報誌「容リ協ニュース」を大幅に刷新しました。2030年へ向けて「行動の10年」と呼ばれる実践フェーズへ移行したSDGsに注目し、リサイクル以外のさまざまな活動もご紹介することで、より身近なテーマとして親しんでいただけるような内容となりました。巻頭企画「PICK UP」コーナーでは、毎号、テーマに基づいて企業や自治体の取り組みを取材。インタビュー企画「SDGsアクション」コーナーでは、SDGs達成のための課題や先進事例をご紹介しています。また、「容リSTUDIES」コーナーでは容リ法など容器包装リサイクルにまつわる学びを、「容リSTATION」コーナーでは協会の活動内容を掲載しています。

「容リ協ニュース」90号のPICK UPコーナーでは、「海洋プラスチック問題に向けて今できること」をテーマに取材



同「容リSTUDIES」では環境省 環境再生・資源循環局長(当時) 室石康弘氏に令和4年4月に施行されたプラ新法について解説して頂きました



最新号・バックナンバーをPDFでご覧頂けます



容リ協 年次レポート2023  
令和4年度 実績報告  
2023年8月発行

編集・発行

---

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル2階

企画広報部  
Tel. 03-5532-8610  
Fax. 03-5532-9698  
<https://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載



この用紙は、FSC®認証材および管理原材料から作られています。